

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鶴ヶ島市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page004393.html">http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page004393.html</a>

執行機関名 鶴ヶ島市長

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第16号)による補助に関する事務であって規則で定めるもの(就学援助)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例(平成27年条例第27号)別表 第4の項 鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第16号)による補助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱(平成27年告示第283号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する者に対し、適正な援助を行うとともに、適切な事務処理を行うため、要保護及び準要保護者を認定するために必要な手続きを定める。
⑦独自利用事務の関連規範		鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱(平成27年告示第283号)